

平成 25 年度 第 1 回入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 平成 25 年 7 月 31 日（水） 午前 10 時 25 分～正午
2. 開催場所 熊取町役場 別館 3 階 委員会室
3. 出席者 委員：3 人（全員）
事務局：総務部長、総務部理事（契約・行政担当）、契約検査課長、契約検査グループ長、契約検査課主事 1 人
4. 議題等
〈案 件〉 (1) 委員長の選出について（職務代理者の指名）
(2) 本町の入札、契約制度等について

〈そ の 他〉 入札・契約に関する情報提供等（平成 25 年度建設工事発注予定表等）
5. 公開・非公開の別 非公開
非公開の理由 本会は、審議会等会議公開指針第 3 条第 1 項第 2 号に該当し、入札監視委員会規則第 6 条第 5 項（委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。）により、非公開とします。

6. 審議等の概要

〈案 件〉

(1) 委員長の選出について

- ・「入札監視委員会規則」に基づき、同委員会の設置の趣旨、経緯、規則の概要及び委員長の選出等について事務局より説明。

＜委員長の選出、職務代理者の指名＞

- 互選により田中委員が委員長に選出される。
- 田中委員長の指名により松本委員が職務代理者となる。

(2) 本町の入札、契約制度等について

本町の入札、契約制度、実績、入札制度改革の取り組み状況等について説明。

主な意見・質疑

1. 経営事項審査とは、全国共通のものか。また、定期的に再審査するのか。
2. 平成 19 年度まで実施されていた地元点や官公需適格組合加入業者に対する加点は、どのようになされていたのか。
3. 定期受付は、何年毎か。

4. 平成 24 年 4 月に「熊取町指名競争入札要綱」を改正し、指名業者数を原則 10 者以上から原則 8 者以上、町外業者の指名数を 3 者以上から 2 者以上にしたのはどういう趣旨か。
5. 町内・準町内業者は減少しているのか。
6. 平成 19 年の談合事件を受けて、予定価格や最低制限価格を併せて事前公表としたはずだが、事前公表することによって最低制限価格によるくじ引きでの落札が続くという現象が起きていると感じるが如何か。

回答・説明

1. 都道府県または国土交通省が審査機関であり、全国共通のものである。
また、経営事項審査（経営規模等評価結果・総合評定値）の有効期限は 1 年 7 ヶ月であり、毎年、各業者の決算をもって更新の手続きをする必要がある。
「熊取町指名競争入札要綱」第 5 条別表 1 の規定のとおり、建設工事については、登録区分ごとに総合評定値（P 点）の数値により等級別区分を行い、工事の設計金額により発注基準額に当てはめて発注しており、町内・準町内業者は毎回選定、町外業者は抽選で 2 者以上を選定する。
等級別区分の方法や取り扱いについては、自治体によって異なる。
2. 地元の官公需適格組合加入業者には、総合評定値（P 点）に 200 点を加点していた。
また、加点することにより総合評点が上がり、その結果、等級も上がることによって、町内業者の育成などに繋がる面があった。
ただし、現在とは経営事項審査の評定方法や本町の等級別区分の方法が異なっていた。
3. 本町の定期受付は 3 年毎で、審査基準日は毎年 2 月 1 日である。
次回は、平成 26・27・28 年度の 3 年間有効の申請受付を平成 26 年 2 月頃に行う予定である。
4. 本町では、平成 20 年度に抜本的な入札制度改革を行い、予定価格を最低制限価格と併せて事前公表とした。
また、指名業者数を原則 10 者以上、かつ、町外業者の指名数を 3 者以上として運用を開始したが、最低制限価格と同額の入札により、くじ引きで落札者を決定する状況が続いた。
このような状況を踏まえ、町内業者の育成等を勘案し、平成 24 年 4 月にご指摘のことも含めて「熊取町指名競争入札要綱」を改正した。
なお、結果としてくじ引きでの落札は続いたが、平成 24 年度の町内・準町内業者による落札件数は増加した。
5. 平成 20 年度当初では、が町内・準町内業者を合わせて 56 者、平成 25 年度当初が 49 者であり、平成 20 年度に比べると減少している。
また、こうした傾向は全国的にも見受けられる。
6. 最低制限価格は、すでに平成 15 年 4 月から公表していたものであったが、平成 20 年度からの制度改革により、町外業者を指名選定する方法などに改めたことにより、最低制限価格による入札が行われ、くじ引きで落札者を決定する状況が続くことになった。
なお、最低制限価格については、算定基準の改正モデルが、適宜、国から示されてきており、本町では、当初は昭和 61 年モデルを採用していたが、現在のモデルは、平成 23 年 10 月から採用した平成 21 年 4 月モデルである。
また、その後、国は平成 23 年 4 月及び平成 25 年 5 月にモデルを 2 回改正しており、算定基準は上がりつつあり、今後、適時適正に対応していく考えである。

〈その他〉

事務局からの入札・契約に関する情報提供等

- ①平成 25 年度建設工事発注予定表について
- ②平成 25 年度入札参加有資格者数について
- ③次回の入札監視委員会の日程について

7. 審議会の情報	名 称	入札監視委員会
	根拠法令等	附属機関条例 入札監視委員会規則
	設置期間	平成 21 年 7 月 24 日～
	所掌事項	建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に関すること。
	委員数	3 人
8. 担当課	契約検査課	